

伊予市下水浄化センター民間連携再エネシェアリング調査業務仕様書

令和7年7月

1 委託業務の名称

伊予市下水浄化センター民間連携再エネシェアリング調査業務（以下、「本業務」という。）

2 業務の目的

本業務は、別紙「位置図」に示す伊予市下水浄化センター及びその周辺工業団地エリア（以下「対象エリア」という。）において、再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の面的利活用によるマイクログリッド構想の実現可能性を調査・検討し、対象エリアにおける再エネ導入の可能性、電力需給バランス、非常時の電力供給体制等を多角的に把握・整理することにより、地域エネルギーシステムの最適化やエネルギー構造の高度化を図り、地域内における再エネ利活用モデルの構築に資する基本計画を策定することを目的とする。

3 業務内容

(1) 需要家へのヒアリング

対象エリア内の需要家にヒアリングを実施し、再エネ利用による付加価値向上や災害時の電力継続供給等のニーズ、電気自動車（EV）の導入意向や再エネ電力の共有や融通に関するニーズ等も確認する。

(2) 再エネ導入ポテンシャル調査

対象エリアへの現地調査、エリア内施設の図面確認、構造計算書に基づく積載荷重確認を行い、太陽光発電設備の設置可能性を調査する。あわせて、蓄電池の設置可能性及び運用条件、再エネ制御に係るエネルギーマネジメントシステム（EMS）の導入可否を検討する。

調査にあたっては、対象エリアが重塩害地域及び沿岸部にあることを考慮し、太陽光パネル、架台、キュービクル等の使用機器の仕様や設置場所の適否について検討すること。

(3) 需給バランスシミュレーション

再エネ導入ポテンシャル調査結果を基に、再エネ発電量とエリア内の年間電力需要を分析し、複数の設備構成や運用パターンによる需給バランスをシミュレーションする。

また、非常時における電力供給体制や防災機能との連携についても検討し、EV等との連携活用による需給調整効果も併せて評価する。

(4) 事業性評価

再エネ導入ポテンシャル調査及び需給バランスシミュレーションの結果に基づき、マイクログリッド事業の構築に要する初期投資費用（再エネ設備、自営線、受変電設備、蓄電池、EMS等）及び維持管理費用の算出を行う。

併せて、電力小売に係る運用費用として、不足電力の調達費用、託送費用、インバランス費用、容量拠出金（電力市場における供給力確保のための費用）など、運営に

かかる主要コストを含めた総合的な事業性評価を実施する。

投資回収性、費用対効果、採算性の観点から、実現可能性の高い再エネシェアリングモデルを検討すること。

(5) 設備構築スケジュールの作成

各種設備構築、エリア内需要家との協議、特定送配電事業の届出や一般送配電事業者との連系協議等に係る工期等を整理し、運用開始までのスケジュールを作成する。

(6) 基本計画の策定

上記の検討結果を踏まえ、蓄電池やEMS、EVとの連携、防災機能との接続等を含む実現可能性の高いマイクログリッド構想を具体化し、関係主体との連携体制や必要な制度・規制対応を含めた基本計画を策定する。

当該計画は、地域エネルギーシステムの最適化及び地域内における再エネ利活用モデルの構築に資するものとする。

(7) 報告書作成

上記(1)～(6)の調査・検討内容を分かりやすく整理し、報告書として取りまとめる。

(8) 打ち合わせ・協議

本業務の実施にあたり、本市と密接な連絡を取り、必要に応じて打ち合わせ、協議を行う。

4 実施体制

本業務の実施にあたっては、以下(1)及び(2)に示す技術者を配置すること。

また、「技術士法に基づく電気電子部門の技術士資格」と「省エネルギー法（昭和54年法律第49号）に基づくエネルギー管理士資格」の両方を備えた体制とすること（両資格を1名で満たしても、別々の者が保有していてもよい）。

なお、配置を予定する者については、同等業務の実績及び保有資格等を、提案書に明記すること。

※同等業務とは、国又は地方公共団体における再エネ導入に係る基本計画の策定、導入可能性調査、設計等の業務を指す。

(1) 管理技術者

同等業務に従事した経験を有する者とし、自社職員から1人を配置すること。

(2) 担当技術者

2人以上を配置すること。ただし、そのうち少なくとも1人は、自社職員であること。

5 資料の貸与（契約締結後に貸与）

本市が所有し、本業務の遂行上必要又は利用可能な資料については貸与する。受注者は貸与資料のリストを作成し、業務完了時に成果品とともに返却すること。必要に応じて本市の求めに応じ途中返却にも応じるものとする。

6 成果品及び支払方法

(1) 成果品

ア 伊予市下水浄化センター民間連携再エネシェアリング調査業務報告書2部

イ その他関連資料一式

ウ 上記ア、イを格納した電子データ（1部）

(2) 納品期日

令和8年2月27日(金)までに成果品を納品すること。

(3) 支払方法

業務完了後、速やかに成果品及び必要書類を提出し、検査等に合格したとき、請求日から30日以内に一括で委託料を支払うものとし、前払い、部分払いは行わないものとする。

(4) 成果品に係る著作権

成果品に係る著作権は、すべて本市に帰属する。

7 守秘義務

受注者は、本業務で知り得た情報を第三者に提供若しくは漏らし、又は委託業務の履行以外の目的に使用してはならず、この契約が終了又は解除された後においても同様とする。

また、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

8 その他

(1) 打合せや調整等に要する費用は、すべて受注者の負担とする。

(2) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、その都度、市及び受注者が協議の上、合意により決定するものとする。また、市は業務期間中、必要に応じて業務の進捗状況や成果物に関する報告を求めることができ、受注者はこれに応じて速やかに報告しなければならない。

(3) 本仕様書に記載のない事項については、業務の円滑な遂行を妨げるものがないよう、市及び受注者が相互に協力し、誠実に協議・対応するものとする。

(4) 本業務は、補助事業としての適正性確保の観点から、補助対象経費と成果物の関連性を明確にした資料整備を含むこととし、補助金交付者による審査等への対応も含めて支援すること。

(5) 本市が環境審議会等で本業務の実績を報告する際に必要となる説明資料について、受注者は成果に基づき協力を行うこと。